

(2) 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人コスモス会	介護付有料老人ホームコスモス松川	下伊那郡松川町元大島3255-5	平成25年6月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社さきずな	ケアサポートさきずな	安曇野市堀金烏川5119番地	平成25年6月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人幸充	デイサービスセンター花しょうぶ	北安曇郡池田町大字会染1498-1	平成25年6月1日
有限会社宗明会	デイサービス見岳荘～ハナミズキ～	安曇野市豊科4701-6	平成25年6月1日

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人コスモス会	介護付有料老人ホームコスモス松川	下伊那郡松川町元大島3255-5	平成25年6月1日

健康長寿課介護支援室

選告示第22号

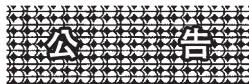
政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、参議院長野県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

平成25年6月6日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

テレビジョン放送		ラ ジ オ 放 送	
一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
株式会社テレビ信州	1	信越放送株式会社	1
信越放送株式会社	1		
長野朝日放送株式会社	1		

選挙管理委員会



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年6月6日

長野県知事 阿 部 守 一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
サーバ、ルータその他周辺機器一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 名 称 長野県企画部情報統計課情報システム推進室
 - 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日

平成25年4月5日

4 落札者の名称及び所在地

- 名 称 日本電子計算機株式会社
- 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

1月当たりの賃借額 2,566,410円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成25年2月21日

情報統計課情報システム推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月6日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

- 借入をする物品等及び数量
個人用メールサーバ 一式
- 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- 借入期間
平成25年9月1日から平成30年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026(235)7071

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年6月19日(水) 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する

長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん
- 3 代表者の氏名
池田陽子
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科4270番地6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民(農業者を含む)がお互いの力を合わせて地域社会に助け合いのネットワークづくりを進め「相互扶助活動」を通じ、心のふれあいを基本とした、健康で安心していきいきと暮らせる地域づくりを進める事を目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あたらしい地域福祉会
- 3 代表者の氏名
中本 栄
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字長野長門町1064番地2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害を持つ人々など、地域に暮らす誰もが安心して、かつ楽しく充実した生活をおくれるような地域福祉社会づくりをめざし、そのために、地域の人々と助けあいながら、

生活支援をはじめ人材育成、相談活動、教育啓発活動等の様々な事業を行うことにより人権尊重や福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム塩尻店

塩尻市大字広丘高出1575 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市東富田88-2

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

4 変更した年月日

平成24年10月5日

5 届出年月日

平成25年5月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年6月6日から平成25年10月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム梓川店

松本市梓川倭2162-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市東富田88-2

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

4 変更した年月日

平成24年10月5日

- 5 届出年月日
平成25年5月14日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成25年6月6日から平成25年10月7日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウンとよしな
安曇野市豊科南穂高774-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カインズ
埼玉県本庄市東富田88-2
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
豊倉商事株式会社
松本市笹部2-2-22
望月 伸泰
安曇野市豊科南穂高809

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

ほか3者

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

ほか3者

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

ほか9者

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

ほか9者

- 4 変更した年月日

平成24年10月5日

- 5 届出年月日

平成25年5月14日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成25年6月6日から平成25年10月7日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム大町店

大町市大字常盤4844-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市東富田88-2

- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

ほか2者

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

ほか2者

- 4 変更した年月日
平成24年10月5日
- 5 届出年月日
平成25年5月14日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課
- 7 縦覧の期間
平成25年6月6日から平成25年10月7日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム更埴店

千曲市大字粟佐字五丁鋤1099 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社一休さんのはなおか

長野市川中島町原463-6

- 3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

- 4 変更した年月日

平成24年10月5日

- 5 届出年月日

平成25年5月15日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成25年6月6日から平成25年10月7日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤショッピングモール

長野市大字赤沼字聖下2414-3 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤショッピングモール

長野市大字北尾張部710-1

- 3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

ほか9者

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

ほか9者

4 変更した年月日

平成24年10月5日

5 届出年月日

平成25年5月15日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年6月6日から平成25年10月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム小諸店

小諸市大字滋野甲字金卸1442-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市東富田88-2

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

4 変更した年月日

平成24年10月5日

5 届出年月日

平成25年5月17日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年6月6日から平成25年10月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム佐久平店

佐久市佐久平駅南25-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ
埼玉県本庄市東富田88-2

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

4 変更した年月日

平成24年10月5日

5 届出年月日

平成25年5月17日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年6月6日から平成25年10月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベシニア電器佐久インター店
佐久市岩村田北1-13-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ
埼玉県本庄市東富田88-2

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

4 変更した年月日

平成24年10月5日

5 届出年月日

平成25年5月17日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年6月6日から平成25年10月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム飯田店
飯田市上殿岡561-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市東富田88-2

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

4 変更した年月日

平成24年10月5日

5 届出年月日

平成25年5月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年6月6日から平成25年10月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月6日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム高森店

下伊那郡高森町山吹4078-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市東富田88-2

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

4 変更した年月日

平成24年10月5日

5 届出年月日

平成25年5月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年6月6日から平成25年10月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

安曇野赤十字病院労働組合から夏期一時金等の要求に関して、平成25年6月10日以降、安曇野赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成21年から平成22年まで	伊那市美篤の一部	平成25年6月6日
白馬村	地籍簿及び地籍図	平成22年から平成24年まで	北安曇郡白馬村大字北城の一部	平成25年6月6日
坂城町	地籍簿及び地籍図	平成16年から平成24年まで	埴科郡坂城町大字網掛の一部	平成25年6月6日
山ノ内町	地籍簿及び地籍図	平成22年から平成24年まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬の一部	平成25年6月6日
木島平村	地籍簿及び地籍図	平成22年から平成24年まで	下高井郡木島平村大字穂高の一部	平成25年6月6日
栄村	地籍簿及び地籍図	平成21年から平成24年まで	下水内郡栄村大字塚の一部	平成25年6月6日

農地整備課

公告

平成25年5月27日、北安曇郡池田町土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成25年5月30日、小布施土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画事業の種類及び名称
岡谷都市計画道路事業 3・4・6号岡谷川岸線
- 施行者の名称
長野県
- 事務所の所在地
諏訪建設事務所（諏訪市上川1丁目1644の10）
- 事業地の所在
 - 収用の部分
長野県岡谷市川岸上三丁目及び川岸中一丁目地内
 - 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年6月6日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・3・7号県庁篠ノ井線
- 施行者の名称
長野県
- 事務所の所在地
長野建設事務所（長野市大字南長野南県町686-1）
- 事業地の所在
 - 収用の部分
長野県長野市川中島町今井字薬師堂及び川中島町原字薬師堂沖地内
 - 使用の部分
なし

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月6日

長野県佐久地方事務所長 青柳 郁生

- 入札に付する事項
 - 調達をする役務
長野県佐久合同庁舎空調設備保守点検業務
 - 役務の特質
長野県佐久合同庁舎の空調設備の保守点検業務
 - 履行期間

契約の日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

佐久市跡部65-1
長野県佐久合同庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書(<http://www.pref.nagano.lg.jp/xtihou/saku/seisaku/nyusatu-joho.htm>)に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び業務仕様書によります。

入札説明書は上記アドレスからダウンロードできます。また、入札説明書、契約書(案)及び業務仕様書は次の場所で交付します。

佐久市跡部65-1
長野県佐久地方事務所地域政策課総務係
電話 0267(63)3131(直通)

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年6月14日(金)午後5時までに(1)の場所に提出してください。

この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

松本市寿土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年6月6日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

理事

新任

氏名	住所
赤羽 武史	松本市大字寿小赤2164番地3
青木 義和	松本市大字寿小赤1266番地
広前 純一	松本市大字寿豊丘1147番地
高野 元秀	松本市大字寿豊丘1159番地
百瀬 芳彦	松本市大字寿豊丘177番地
赤羽 敬一	松本市大字寿白瀬2102番地2
石田 富重	松本市寿北8丁目1番10号
酒井 靖一	松本市寿北3丁目13番6号
御子柴 文夫	松本市寿北6丁目1番29号

重任

氏名	住所
青木 稔	松本市寿南1丁目4番1号
青木 洋一	松本市大字寿小赤1483番地1
古屋 賢司	松本市大字寿小赤1327番地
草間 丑次	松本市大字寿小赤551番地1
草間 錦也	松本市大字寿小赤656番地
林 啓	松本市寿南1丁目37番10号

草間 榮蔵	松本市大字寿豊丘223番地
赤羽 紀彦	松本市大字寿白瀬2102番地
濱 勝己	松本市寿北8丁目11番10号
橋倉 仁一郎	松本市寿北8丁目9番14号
小泉 優次	松本市寿北5丁目9番21号

退任

氏名	住所
百瀬 常雄	松本市寿北8丁目2番15号
高野 拓雄	松本市大字寿豊丘1179番地
青木 重治	松本市大字寿小赤2202番地
山本 武夫	松本市大字寿小赤1259番地ロ号
百瀬 伸二郎	松本市大字寿小赤1433番地
草間 秀子	松本市大字寿小赤216番地
戸田 一豊	松本市大字寿豊丘1075番地3
草間 由弘	松本市大字寿豊丘221番地
百瀬 晴茂	松本市大字寿豊丘761番地
中島 和重	松本市大字寿白瀬2019番地1
百瀬 喜美治	松本市寿北5丁目29番7号
百瀬 元昭	松本市寿北3丁目8番1号
小林 宏	松本市寿北7丁目1番9号
荻原 昭博	松本市寿北6丁目42番6号

監事

新任

氏名	住所
小松 豊	松本市大字寿小赤1431番地1
百瀬 克生	松本市大字寿豊丘257番地
永澤 明	松本市寿北1丁目12番18号

重任

氏名	住所
藤森 高男	松本市大字寿小赤783番地

退任

氏名	住所
原口 太一	松本市寿北3丁目15番6号
古屋 義隆	松本市大字寿小赤1161番地1
百瀬 芳彦	松本市大字寿豊丘177番地

農地整備課

公告

長野県勘左衛門堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年6月6日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

理事

新任

氏名	住所
小林 信正	安曇野市豊科2213番地2

退任

氏名	住所
平林 進	安曇野市豊科1944番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年6月6日

長野県上小地方事務所長 藤 森 靖 夫

- 1 許可番号 平成25年5月13日
長野県上小地方事務所指令25上小地建第6-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東御市常田字伊豆宮81-9、81-32の内、89-2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中野市吉田七瀬境84-3
北陽電設株式会社 代表取締役社長 鶴 川 良 平

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年6月6日

長野県下伊那地方事務所長 石 田 訓 教

- 1 許可番号 平成25年3月29日
長野県下伊那地方事務所指令24下伊地建第61-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
飯田市座光寺6628-178、6628-179、6662-1、6662-2、6663-1、6671-5の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区上野7-12-13
株式会社協和 代表取締役社長 河 崎 東 美彦

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年6月6日

長野県松本地方事務所長 白 鳥 政 徳

- 1 (1) 許可番号 平成25年2月18日
長野県指令24建指第27-20号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘吉田字中原1659-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市広丘吉田2902-2 プレンティ赤津101
中 村 太 軌
- 2 (1) 許可番号 平成25年3月25日
長野県指令24建指第27-23号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字宗賀字床尾2052-4、2056-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字宗賀2056 西 窪 博

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年6月6日

長野県長野地方事務所長 島 田 伸 之

- 1 許可番号 平成25年1月9日
長野県長野地方事務所指令24長地建第4-11号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字小布施字上原879-2、879-4、879-6、879-18
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上高井郡小布施町大字小布施1512
有限会社きりはら 代表取締役 桐 原 雅 幸

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年6月6日

長野県北信地方事務所長 柳 澤 直 樹

- 1 (1) 許可番号 平成23年4月25日
長野県北信地方事務所指令22北信地建第8-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
中野市大字新保字土腐1311-1の内、1322、1323、1324
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中野市大字江部231
有限会社勝山きのご園 代表取締役 勝 山 裕 二
- 2 (1) 許可番号 平成25年2月14日
長野県北信地方事務所指令24北信地建第10-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
中野市大字七瀬字街渠357-1、357-2、357-3、357-4、357-5、357-10、357-11
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中野市大字七瀬357-11
有限会社クレアス 代表取締役 小 池 雅 文

建築指導課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年6月6日

長野県諏訪建設事務所長 河 西 明 彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
特A重油（硫黄分質量0.1%以下）371,000リットル（予定数量）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名 称 長野県諏訪建設事務所 総務課
 - (2) 所在地 長野県諏訪市上川1丁目1644-10
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 (株) 蓼科商事
 (2) 所在地 長野県茅野市米沢3785番地
 5 落札金額
 1 リットル当たりの単価 77.5×105/100円
 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 7 入札公告を行った日
 平成25年2月14日

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月6日

長野県企業局上田水道管理事務所長

宮本正之

- 1 入札に付する事項
 (1) 調達をする役務
 下之郷配水池ほか清掃修繕
 (2) 役務の特質
 入札説明書及び仕様書によります。
 (3) 履行期間
 着手日から80日間
 (4) 履行場所
 上田市下之郷ほか4箇所
 (5) 入札方法
 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当する者であることとします。
 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 (5) 過去15年以内に不断水工法での上水道施設清掃作業を履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市諏訪形613
 長野県企業局上田水道管理事務所
 電話 0268 (22) 2110

- 4 入札手続等
 (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成25年6月20日（木） 午前11時
 イ 場所 長野県企業局上田水道管理事務所 会議室
 (3) 郵送による入札の可否
 郵送による入札は、受け付けません。
 (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年6月13日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 (5) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 (6) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 (7) 入札の無効
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 (8) 契約書作成の要否
 必要とします。
 (9) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
 詳細は、入札説明書によります。

企業局